

1.

C-0025

0025

乙

管行第	號	決裁	昭和拾陸年拾月廿七日	書淨	合校	送發
接受	昭和平年	施行	昭和拾年拾月廿七日	完結	昭和	年月日
起案	昭和拾六年					

局長

行政課

長

主任

事務官

野口

森

案(電報)

佐藤 廣

臺灣文藝協會

水澤 廣 宛

石 啓 官

C-0025

電報ニ係ル臨時徴兵検査規則ニ関スル件

兵役法施行令第百條第二節ニ於テ外地ノ

學校ハ同條第一節ニ掲グル學校ニ準ズルモノト

規定セラルルヲ以テ之ニ照應シ検査規則第十

四條ニ於テモ外地關係ヲ準ズル者ト規定シタ

ルモノトス

(起案用紙乙録ノ二)

拓務省

拓第 號

昭和二十一年十月五日午前

時 分 主任

宛名 佐藤 房

發信人

台内総務課文書係
佐藤房 佐藤 房

電報譯文

十月十六日附陸軍省令四十五號
十六年度檢査規則第十四條中
括弧内ノ之ニ添テ「ル」モ「ハ」何ノ意味
ナルヤ折返シ返電乞フ由水澤房

C-0025

C-0025

日本郵政省
 東京郵便局
 電報
 三〇年十月十四日

電 報

0014

日 時 分
午 時 分
電 報 種 別

トウケウイウロ
 イリムニ 九四 タイホク 本局三〇九〇
 マ トウケウシ **至急官報**
 8012
 夕 マクムセウカシリキヨク
 ヨウゼイカ **照被電報**
 サトウケン

16.10.25

ムニナナ
 一〇ツキニ大ヒツケリクテンセウテイ国都府ノテ
 ケンサキクマ イニヨウウチマツコナシノコト
 ルモノハナニヨイミスルケヨリカヘンシナノコト
 「ミジク」

ヤ

(96)

(96)

郵便 印 局 電 報